

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2022年 1 月31日

【会社名】 株式会社ロイヤルホテル

【英訳名】 THE ROYAL HOTEL, LIMITED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 蔭 山 秀 一

【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島 5 丁目 3 番68号

【電話番号】 (06)6448 - 1121(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員財務部長 坊 傳 康 真

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区中之島 5 丁目 3 番68号

【電話番号】 (06)6448 - 1121(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員財務部長 坊 傳 康 真

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2022年1月31日開催の当社取締役会において、SMBCCP投資事業有限責任組合1号（以下、「SMBCCPファンド」といいます。）及びDBJ飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合（以下、「DBJファンド」といい、SMBCCPファンドとDBJファンドを併せて「本割当予定先」といいます。）の間で、株式投資契約（以下、「本投資契約」といいます。）を締結し、SMBCCPファンドに対して第三者割当の方法によりB種優先株式を発行すること及びDBJファンドに対して第三者割当の方法によりC種優先株式を発行すること（以下、「本第三者割当増資」といいます。）を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

なお、本第三者割当増資は、2022年3月28日開催予定の当社臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）において、本第三者割当増資並びに、B種優先株式及びC種優先株式（以下、「本優先株式」といいます。）に関する規定の新設及びA種優先株式に関する規定の変更等に係る定款の一部変更（以下、「本定款変更」といいます。）に係る各議案の承認が得られること、同日開催予定の普通株主による種類株主総会及びA種優先株主による種類株主総会（以下、「本種類株主総会」といいます。）において、本定款変更に係る議案の承認が得られることを条件としております。また、本投資契約上、本割当予定先による本第三者割当増資に係る払込みは、本臨時株主総会及び本種類株主総会において、本第三者割当増資、本定款変更及び、本第三者割当増資に係る払込みが行われることを条件として、2022年3月30日の効力発生日として、資本金及び資本準備金の額を減少すること（以下、「本資本金等の額の減少」といいます。）に係る各議案の承認が得られること等を条件としております。

2【報告内容】

(1) 有価証券の種類及び銘柄

株式会社ロイヤルホテル B種優先株式

株式会社ロイヤルホテル C種優先株式

(2) 発行数

B種優先株式 40,000株

C種優先株式 160,000株

(3) 発行価額(払込金額)及び資本組入額

B種優先株式

発行価額(払込金額) 1株につき50,000円

資本組入額 1株につき25,000円

C種優先株式

発行価額(払込金額) 1株につき50,000円

資本組入額 1株につき25,000円

(4) 発行価額の総額及び資本組入額の総額

B種優先株式

発行価額(払込金額) 2,000,000,000円

資本組入額 1,000,000,000円

(注) 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、増加する資本準備金の額は1,000,000,000円
であります。

C種優先株式

発行価額(払込金額) 8,000,000,000円

資本組入額 4,000,000,000円

(注) 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、増加する資本準備金の額は4,000,000,000円
であります。

(5) 株式の内容

B種優先株式の内容は以下のとおりです。

剰余金の配当

(a) 期末配当の基準日

当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。

(b) 期中配当

当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期中配当）をすることができる。

(c) B種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、下記に定める順位に従い、B種優先株式1株につき、下記(d)に定める額の配当金（以下「B種優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき（以下、当該配当金を「B種期中優先配当金」という。）は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。なお、B種優先配当金に、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者が権利を有するB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(d) B種優先配当金の額

B種優先配当金の額は、B種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

B種優先株式1株当たりのB種優先配当金の額は、B種優先株式の1株当たりの払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払B種優先配当金（下記(e)において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率8.5%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。

(e) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合のB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「未払B種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。

(f) 非参加条項

当社は、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、上記(d)に定めるB種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

残余財産の分配

(a) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、下記に定める順位に従い、B種優先株式1株当たり、下記(b)に定める金額を支払う。なお、(b)に定める金額に、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者が権利を有するB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(b) 残余財産分配額

ア. B種基本残余財産分配額

B種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記(b)アに定めるB種基本償還価額算式（ただし、B種基本償還価額算式における「B種償還請求日」は「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同

じ。)と読み替えて適用する。)によって計算されるB種基本償還価額相当額(以下「B種基本残余財産分配額」という。)とする。

イ.控除価額

上記(b)アにかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われたB種優先配当金(残余財産分配日までの間に支払われたB種期中優先配当金を含み、以下「解散前支払済B種優先配当金」という。)が存する場合には、B種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記(b)イに定める控除価額算式(ただし、控除価額算式における「B種償還請求日」「償還請求前支払済B種優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「解散前支払済B種優先配当金」と読み替えて適用する。)に従って計算される控除価額相当額を、上記(b)アに定めるB種基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済B種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済B種優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記(b)アに定めるB種基本残余財産分配額から控除する。

(c)非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

議決権

B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)

(a) 償還請求権の内容

B種優先株主は、いつでも、当会社に対して金銭を対価としてB種優先株式を取得することを請求(以下「B種償還請求」という。)することができる。この場合、当会社は、B種優先株式1株を取得すると引換えに、当該償還請求の日(以下「B種償還請求日」という。)における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該B種優先株主に対して、下記(b)に定める金額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「B種償還価額」という。)の金銭を交付する。なお、B種償還請求日における分配可能額を超えてB種償還請求が行われた場合、取得すべきB種優先株式は、抽選又はB種償還請求が行われたB種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。また、B種償還価額に、B種優先株主がB種償還請求を行ったB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(b) B種償還価額

ア. B種基本償還価額

B種優先株式1株当たりのB種償還価額は、以下の算式によって計算される額(以下「B種基本償還価額」という。)とする。

(B種基本償還価額算式)

$$\text{B種基本償還価額} = 50,000\text{円} \times (1 + 0.085)^{m+n/365}$$

払込期日(同日を含む。)からB種償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。

イ.控除価額

上記(b)アにかかわらず、B種償還請求日までの間に支払われたB種優先配当金(B種償還請求日までの間に支払われたB種期中優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済B種優先配当金」という。)が存する場合には、B種優先株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記(b)アに定めるB種基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済B種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済B種優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記(b)アに定めるB種基本償還価額から控除する。

(控除価額算式)

$$\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済B種優先配当金} \times (1 + 0.085)^{x+y/365}$$

償還請求前支払済B種優先配当金の支払日（同日を含む。）からB種償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。

(c) 償還請求受付場所

大阪市北区中之島五丁目3番68号
株式会社ロイヤルホテル

(d) 償還請求の効力発生

B種償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。

金銭を対価とする取得条項（強制償還）

(a) B種強制償還の内容

当社は、いつでも、当社の取締役会決議に基づき別に定める日（以下「B種強制償還日」という。）の到来をもって、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がB種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、下記（b）に定める金額（以下「B種強制償還価額」という。）の金銭を交付することができる（以下、この規定によるB種優先株式の取得を「B種強制償還」という。）。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、取得するB種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。また、B種強制償還価額に、当社がB種強制償還を行うB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(b) B種強制償還価額

ア. B種基本強制償還価額

B種優先株式1株当たりのB種強制償還価額は、上記（b）アに定めるB種基本償還価額算式（ただし、B種基本償還価額算式における「B種償還請求日」は「B種強制償還日」と読み替えて適用する。）によって計算されるB種基本償還価額相当額（以下「B種基本強制償還価額」という。）とする。

イ. 控除価額

上記（b）アにかかわらず、B種強制償還日までの間に支払われたB種優先配当金（B種強制償還日までの間に支払われたB種期中優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済B種優先配当金」という。）が存する場合には、B種優先株式1株当たりのB種強制償還価額は、上記（b）イに定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「B種償還請求日」「償還請求前支払済B種優先配当金」は、それぞれ「B種強制償還日」「強制償還前支払済B種優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記（b）アに定めるB種基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済B種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済B種優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記（b）アに定めるB種基本強制償還価額から控除する。

株式の併合又は分割

法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。B種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当を行わない。

優先順位

(a) 剰余金の配当

普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」という。）、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者（以下、総称して「B種優先株主等」という。）及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者（以下、総称して「C種優先株主等」という。）に対する剰余金の配当（期中配当を含む。以下同じ。）の支払順位は、B種優先株主等及びC種優先株主等に対する剰余金の配当を第1順位（それらの間では同順位）、A種優先株主等に対する剰余金の配当を第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当を第3順位とする。

(b) 残余財産の分配

普通株主等、A種優先株主等、B種優先株主等及びC種優先株主等に対する残余財産の分配の支払順位は、B種優先株主等及びC種優先株主等に対する残余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、A種優先株主等に対する残余財産の分配を第2順位、普通株主等に対する残余財産の分配を第3順位とする。

(c) 比例按分

当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

C種優先株式の内容は以下のとおりです。

剰余金の配当

(a) 期末配当の基準日

当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。

(b) 期中配当

当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期中配当）をすることができる。

(c) C種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して、下記に定める順位に従い、C種優先株式1株につき、下記(d)に定める額の配当金（以下「C種優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき（以下、当該配当金を「C種期中優先配当金」という。）は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。なお、C種優先配当金に、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者が権利を有するC種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(d) C種優先配当金の額

C種優先配当金の額は、C種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

C種優先株式1株当たりのC種優先配当金の額は、C種優先株式の1株当たりの払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払C種優先配当金（下記(e)において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。

(e) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合のC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「未払C種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。

(f) 非参加条項

当社は、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して、上記（d）に定めるC種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

残余財産の分配

(a) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して、下記に定める順位に従い、C種優先株式1株当たり、下記（b）に定める金額を支払う。なお、（b）に定める金額に、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者が権利を有するC種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(b) 残余財産分配額

ア. C種基本残余財産分配額

C種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記（b）アに定めるC種基本償還価額算式（ただし、C種基本償還価額算式における「C種償還請求日」は「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と読み替えて適用する。）によって計算されるC種基本償還価額相当額（以下「C種基本残余財産分配額」という。）とする。

イ. 控除価額

上記（b）アにかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われたC種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたC種期中優先配当金を含み、以下「解散前支払済C種優先配当金」という。）が存する場合には、C種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記（b）イに定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「C種償還請求日」「償還請求前支払済C種優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「解散前支払済C種優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記（b）アに定めるC種基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済C種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済C種優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記（b）アに定めるC種基本残余財産分配額から控除する。

(c) 非参加条項

C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

議決権

C種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

(a) 償還請求権の内容

C種優先株主は、いつでも、当社に対して金銭を対価としてC種優先株式を取得することを請求（以下「C種償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、C種優先株式1株を取得すると引換えに、当該C種償還請求の日（以下「C種償還請求日」という。）における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該C種優先株主に対して、下記（b）に定める金額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「C種償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、C種償還請求日における分配可能額を超えてC種償還請求が行われた場合、取得すべきC種優先株式は、抽選又はC種償還請求が行われたC種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。また、C種償還価額に、C種優先株主がC種償還請求を行ったC種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(b) C種償還価額

ア. C種基本償還価額

C種優先株式1株当たりのC種償還価額は、以下の算式によって計算される額（以下「C種基本償還価額」という。）とする。

（C種基本償還価額算式）

$$\text{C種基本償還価額} = 50,000\text{円} \times (1 + 0.04)^{m+n/365}$$

払込期日（同日を含む。）からC種償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。

イ. 控除価額

上記（b）アにかかわらず、C種償還請求日までの間に支払われたC種優先配当金（C種償還請求日までの間に支払われたC種期中優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済C種優先配当金」という。）が存する場合には、C種優先株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記（b）アに定めるC種基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済C種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済C種優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記（b）アに定めるC種基本償還価額から控除する。

（控除価額算式）

$$\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済C種優先配当金} \times (1 + 0.04)^{x+y/365}$$

償還請求前支払済C種優先配当金の支払日（同日を含む。）からC種償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。

(c) 償還請求受付場所

大阪市北区中之島五丁目3番68号
株式会社ロイヤルホテル

(d) 償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。

金銭を対価とする取得条項（強制償還）

(a) C種強制償還の内容

当社は、いつでも、当社の取締役会決議に基づき別に定める日（以下「C種強制償還日」という。）の到来をもって、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がC種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して、下記（b）に定める金額（以下「C種強制償還価額」という。）の金銭を交付することができる（以下、この規定によるC種優先株式の取得を「C種強制償還」という。）。なお、C種優先株式の一部を取得するときは、取得するC種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。また、C種強制償還価額に、当社がC種強制償還を行うC種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(b) C種強制償還価額

ア. C種基本強制償還価額

C種優先株式1株当たりのC種強制償還価額は、上記（b）アに定めるC種基本償還価額算式（ただし、C種基本償還価額算式における「C種償還請求日」は「C種強制償還日」と読み替えて適用する。）によって計算されるC種基本償還価額相当額（以下「C種基本強制償還価額」という。）とする。

イ. 控除価額

上記（b）アにかかわらず、C種強制償還日までの間に支払われたC種優先配当金（C種強制償還日までの間に支払われたC種期中優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済C種優先配当金」という。）が存する場合には、C種優先株式1株当たりのC種強制償還価額は、上記（b）イに定める控除価額算式（ただし、控除価額算式

における「C種償還請求日」「償還請求前支払済C種優先配当金」は、それぞれ「C種強制償還日」「強制償還前支払済C種優先配当金」と読み替えて適用する。)に従って計算される控除価額相当額を、上記(b)アに定めるC種基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済C種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済C種優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記(b)アに定めるC種基本強制償還価額から控除する。

株式の併合又は分割

法令に別段の定めがある場合を除き、C種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。C種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当を行わない。

優先順位

(a) 剰余金の配当

普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下、普通株主と併せて「普通株主等」という。)、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。)、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者(以下、総称して「B種優先株主等」という。)及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者(以下、総称して「C種優先株主等」という。)に対する剰余金の配当(期中配当を含む。以下同じ。)の支払順位は、B種優先株主等及びC種優先株主等に対する剰余金の配当を第1順位(それらの間では同順位)、A種優先株主等に対する剰余金の配当を第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当を第3順位とする。

(b) 残余財産の分配

普通株主等、A種優先株主等、B種優先株主等及びC種優先株主等に対する残余財産の分配の支払順位は、B種優先株主等及びC種優先株主等に対する残余財産の分配を第1順位(それらの間では同順位)、A種優先株主等に対する残余財産の分配を第2順位、普通株主等に対する残余財産の分配を第3順位とする。

(c) 比例按分

当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

(6) 発行方法

B種優先株式

第三者割当の方法によりS M B C C Pファンドに全てのB種優先株式を割り当てる。

C種優先株式

第三者割当の方法によりD B Jファンドに全てのC種優先株式を割り当てる。

(7) 当社が取得する手取金の総額並びに用途の内容、金額及び支出予定時期

手取金の総額

B種優先株式の払込金額の総額	2,000,000,000円
C種優先株式の払込金額の総額	8,000,000,000円
発行諸費用の概算額	140,000,000円
差引手取概算額	9,860,000,000円

(注)1. 「発行諸費用の概算額」には消費税等は含まれておりません。

2. 「発行諸費用の概算額」の主な内訳は、アドバイザー費用、弁護士費用及び登記関連費用等であります。

手取金の用途の内容、金額及び支出予定時期

具体的な用途	金額	支払予定時期
事業資金	100億円	2022年3月以降

(注) 調達した資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、外出自粛や営業時間の短縮の要請等があり、当社の事業環境は極めて厳しい状況です。ワクチン接種の進展等により、感染収束が期待されるものの、先行きは依然不透明であり、かかる事業環境が続くリスクに備えるため、本第三者割当増資による調達資金の一部は運転資金に充当する予定です。また、アフターコロナを見据えた成長戦略を推進する為、既存施設の改装、マーケティング力の強化、生産性の向上及び効率化の推進に係る設備資金への充当も予定しております。なお、上記に対する各支出金額については、当社を取り巻く経済状況によって段階的に判断する必要があり、現時点では具体的に区別しておりません。

資金用途の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により調達する資金を上記「(7) 当社が取得する手取金の総額並びに用途の内容、金額及び支出予定時期 手取金の用途の内容、金額及び支出予定時期」に記載の用途に充当することで、収益性の向上及び財務体質の改善・強化を図ることが可能となります。これらは、当社の企業価値の向上に資するものであると考えており、資金用途については合理性があると判断しております。

(8) 新規発行年月日（払込期日）

2022年3月30日（予定）

(9) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項はありません。

(10) 引受人の指名又は名称に準ずる事項

該当事項はありません。

(11) 募集を行う地域に準ずる事項

日本国内

(12) 金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限

該当事項はありません。

(13) 保有期間その他当該株券の保有に関する事項についての取得者と当社との間の取決めの内容

該当事項はありません。

なお、本割当予定先の本優先株式の保有方針については、下記(14) 「株券等の保有方針」をご参照ください。

(14) 第三者割当の場合の特記事項

割当予定先の状況

B種優先株式

名称	S M B C C P 投資事業有限責任組合 1 号	
所在地	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号	
設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
組成目的	有価証券の取得等	
組成日	2020年4月21日	
ファンド総額	-	
出資者の概要	株式会社三井住友銀行 頭取 C E O 高島 誠 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号	
業務執行組合員の概要	名称	株式会社 S M B C キャピタル・パートナーズ
	所在地	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 辰巳 聖
	事業内容	企業再生・事業承継等に係る投資業務
	主たる出資者	株式会社三井住友銀行 100%
	資本金	1億円
当社と当該ファンドとの間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
当社と業務執行組合員との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

(注) ファンド総額については、S M B C C P ファンドより開示を受けていないため、記載していません。

C種優先株式

名称	D B J 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合	
所在地	東京都千代田区大手町一丁目 9 番 6 号	
設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
組成目的	中堅・大企業の飲食・宿泊業等の発行する償還型無議決権優先株の取得	
組成日	2021年3月31日	
ファンド総額	800億円	
出資者の概要	株式会日本政策投資銀行 代表取締役 渡辺 一 東京都千代田区大手町一丁目 9 番 6 号	
業務執行組合員の概要	名称	D B J 飲食・宿泊サポート株式会社
	所在地	東京都千代田区大手町一丁目 9 番 6 号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 松木 大
	事業内容	投資事業有限責任組合への出資及び組成・運営に関する業務 株式、社債又は持分等に対する投資業務等
	主たる出資者	株式会社日本政策投資銀行 100%
	資本金	3百万円
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。

当社と当該ファンドとの間の関係	取引関係	該当事項はありません。
当社と業務執行組員との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

割当予定先の選定理由

(a) 募集に至る経緯及び目的

当社を取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、外出自粛や営業時間の短縮、酒類提供の制限の要請等もあり、極めて厳しい環境が続いております。ワクチン接種の進展等により、感染収束が期待されるものの、新たな変異株の発生等もあり、先行きは依然不透明な状況です。

当社は、このような状況の中でも、運営の効率化を柱に経費の削減に一層取り組み、収益性の向上に努めてまいりました。しかしながら、2021年度第2四半期の連結売上高は6,386百万円（前年同期は6,085百万円）、親会社株主に帰属する連結純損失は3,171百万円（前年同期は4,729百万円の連結純損失）となり、純資産は前連結会計年度末に比べ3,128百万円減少し7,768百万円となりました。

こうした結果を踏まえて、今後も新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するリスクに対応しつつ、アフターコロナを見据えた成長戦略を推進し、中長期的な企業価値の向上を実現するためには、資本性のある資金調達による財務基盤の強化が必要と判断しました。

SMBCCPファンドの業務執行組員である株式会社SMBCKAPITAL・パートナーズは、当社の取引銀行である株式会社三井住友銀行の子会社であり、DBJファンドは、新型コロナウイルス感染症により特に深刻な影響を受けている飲食・宿泊業をはじめとする事業者を支援する目的で設立されたファンドです。両社とも、当社の経営方針や本第三者割当増資の目的を理解しており、両社の出資目的も合致することから、割当予定先に選定いたしました。

(b) 本第三者割当増資を選択した理由

上記「(a) 募集に至る経緯及び目的」に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を受けて純資産の毀損が続いている状況においては、負債性の資金調達ではなく、自己資本の増強を図ることができる資本性資金の調達が必要であると考えております。しかしながら、例えば、普通株式の発行は、急激かつ大規模な普通株式の希薄化をもたらす可能性があります。それに対して、本優先株式には、株主総会における議決権が付与されておらず、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項も付与されておりません。そのため、本第三者割当増資は、既存株式の希薄化を一切生じさせることなく資本性資金の確保が可能であることから、最善の選択肢であると判断しております。

なお、当社は、本投資契約において本割当予定先との間で、本第三者割当増資に関連して、以下を含む一定の事項について合意しております。

- 1) 当社は、本割当予定先に対するア.剰余金の配当並びにイ.当社の定款、B種優先株式発行要項及びC種優先株式発行要項並びに本投資契約に従った本割当予定先による本優先株式の取得請求権の行使が可能となるよう、会社法第461条第2項に定める分配可能額を維持する。当社の本割当予定先に対する剰余金の配当又は本割当予定先による本優先株式の全部若しくは一部の取得請求権の行使に際し、当社の資本金、資本準備金又は利益準備金の額の減少を行わなければ、これらに応じることができない場合、当社は、速やかに、法令等の定めに従い、資本金、資本準備金又は利益準備金の額の減少を会議の目的事項とする株主総会を招集し、本割当予定先に対する剰余金の配当又は本優先株式の金銭を対価とする取得を可能にするために、法令等に違反しない範囲で、必要な措置を講じる。
- 2) 当社は、一定の重要な行為（本投資契約締結日現在、自らが行っている事業の全部若しくは重要な一部の中止若しくは廃止、重要な不動産の譲渡若しくは譲受け、事業全部の賃貸、事業全部の経営の委任、子会社若しくは関連会社に係る株式の取得若しくは売却（子会社又は関連会社の範囲の変更を伴うものに限る。）、重要な知的所有権若しくはライセンスの売却、処分若しくは放棄、定款その他の社内規程の重要な変更、合併、会社分割、事業の譲渡、事業の譲受け、株式交換、株式移転、株式交付、組織変更その他の重要な組織再編行為に関する一切の行為、株式の分割又は併合、解散、倒産手続開始の申出又は申立て、自己株式又は自己新株予約権の取得（ただし本優先株式の取得条項又は取得請求権の行使に基づく本優先株式の取得並びに会社法第192条及び第193条に

基づく単元未満株式の取得を除く。)、一定の場合を除いた普通株主等又はA種優先株主等に対する剰余金の配当、資本金の額の増加、準備金の額の増加、代表取締役の変更、債務保証又は債務引受けによる債務負担行為(ただし、子会社又は関連会社の負担する債務に係る債務保証又は債務引受けによるものは除く。)、新たなスワップ取引、オプション取引その他のデリバティブ取引(ただし、実需に基づくもので、かつ、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会企業会計基準第10号)におけるヘッジ会計の要件に該当するものを除く。)、第三者への新たな出資又は貸付(ただし、子会社又は関連会社に対するものは除く。)、第三者の負担する債務を被担保債務として行う担保提供行為(ただし、子会社又は関連会社の負担する債務を被担保債務として行うものは除く。)、本割当予定先以外の第三者に対する募集株式、募集新株予約権、募集新株予約権付社債の発行又は株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債を取得できる権利の付与、本優先株式の経済的価値又は発行会社の支払能力に重大な悪影響を及ぼし得る行為、金融商品取引所への上場廃止申請。)を行う場合、本割当予定先の事前の書面による承諾を得ること。

株券等の保有方針

当社は、本割当予定先から、原則として、本優先株式を中期的に保有する方針である旨の説明を受けておりません。

払込みに要する資金等の状況

当社は、本割当予定先から、本割当予定先がその出資者との間で締結した投資事業有限責任組合契約等に基づき、出資者に対して当該払込みに充てるための出資等を請求できることを口頭で確認しております。また、割当予定先の出資者の財務諸表を確認するなどし、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

割当予定先の実態

SMBCCPファンド

当社は、SMBCCPファンドの業務執行組合員である株式会社SMBCKapital・パートナーズから株式会社SMBCKapital・パートナーズ及びSMBCCPファンドが反社会的勢力との間に何ら関係がないことに関する表明保証を受けております。株式会社SMBCKapital・パートナーズは、株式会社三井住友フィナンシャルグループの完全子会社であるところ、当社は、同社が東京証券取引所に提出した「コーポレート・ガバナンス報告書」(2021年7月13日付)の内部統制システム等に関する事項において、同社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を確認しており、SMBCCPファンド、株式会社SMBCKapital・パートナーズ及びその役員が反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、その旨の確認書を東京証券取引所へ提出しております。

DBJファンド

DBJ飲食・宿泊サポート株式会社は、株式会社日本政策投資銀行の完全子会社であるところ、当社は、同銀行が関東財務局長宛に提出した「有価証券報告書」(2021年6月24日付)の内部統制システムの整備の状況に関する事項において、同銀行の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を確認しており、DBJファンド、DBJ飲食・宿泊サポート株式会社及びその役員が反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、その旨の確認書を東京証券取引所へ提出しております。

株券の譲渡制限

B種優先株式には、譲渡制限は付されておきませんが、本投資契約上、B種優先株式引受人は、C種優先株式引受人の事前の書面による承諾なく、B種優先株式を譲渡できないものとされております。

またC種優先株式には、譲渡制限は付されておきません。

発行条件に関する事項

(a) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、当社にとって最も有利な条件での資金調達の実現に向けて、本割当予定先との間で本第三者割当増資に係る出資の方法及びその内容に関する交渉を重ねてまいりました。その結果、B種優先株式については払込金額を1株当たり50,000円、C種優先株式については払込金額を1株当たり50,000円と決定いたしました。

当社としては、本優先株式の払込金額には合理性が認められると考えておりますが、本優先株式は客観的な市

場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、本優先株式の払込金額が本割当予定先にとって特に有利な金額であると判断される可能性も否定できないため、念のため、本臨時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件として、本優先株式を発行することといたしました。

(b) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、B種優先株式を40,000株発行することにより20億円、C種優先株式を160,000株発行することにより80億円を調達いたしますが、上記「(7)当社が取得する手取金の総額並びに用途の内容、金額及び支出予定時期 手取金の用途の内容、金額及び支出予定時期」及び「(14)第三者割当の場合の特記事項 割当予定先の選定理由」に記載の本優先株式発行の目的及び用途に鑑みると、本優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。なお、本優先株式は、株主総会における議決権がなく、普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項も付与されていないため、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性はありません。

大規模な第三者割当に関する事項

該当事項はありません。

第三者割当後の大株主の状況

(a) 普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所 有株式数(千 株)	割当後の総議 決権数に對 する所有議決 権数の割合(%)
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋1丁目23番1号	1,961	19.20	1,961	19.20
森トラスト株式会社	東京都港区虎ノ門2丁目3番17号	1,953	19.12	1,953	19.12
サントリーホールディングス株式会社	大阪市北区堂島浜2丁目1番40号	1,026	10.05	1,026	10.05
関電不動産開発株式会社	大阪市北区中之島3丁目3番23号	410	4.01	410	4.01
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	292	2.86	292	2.86
大阪瓦斯株式会社	大阪市中央区平野町4丁目1番2号	292	2.86	292	2.86
株式会社竹中工務店	大阪市中央区本町4丁目1番13号	276	2.70	276	2.70
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋3丁目5番12号	161	1.58	161	1.58
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地	156	1.53	156	1.53
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目3番2号	133	1.30	133	1.30
計		6,663	65.22	6,663	65.22

(注)1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2021年12月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

2. 上記のほか、当社は2021年12月31日現在で29,337株を自己株式として保有しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(b) A種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所 有株式数(千 株)	割当後の総議 決権数に對 する所有議決 権数の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	300		300	

計		300		300	
---	--	-----	--	-----	--

(c) B種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所 有株式数(千 株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
S M B C C P 投資事業有限責任 組合 1 号	東京都千代田区丸の内 1 丁 目 1 番 2 号			40	
計				40	

(d) C種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所 有株式数(千 株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
D B J 飲食・宿泊支援ファンド 投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町 1 丁目 9 番 6 号			160	
計				160	

株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

その他参考になる事項

該当事項はありません。

(15) その他

本臨時報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額	100,000,000円
発行済株式総数 普通株式	10,271,651株
A種優先株式	300,000株

本優先株式の発行は、本臨時株主総会において、本第三者割当増資及び本定款変更に係る各議案の承認が得られること並びに本種類株主総会において、本定款変更に係る議案の承認が得られることを条件としております。